

# 暴力団との契約解除

大阪弁護士会 民暴委員会副委員長  
梅田総合法律事務所  
弁護士 古賀 健介

## 1 はじめに

以前に、ある会社（以下「依頼会社」といいます。）の依頼を受けて、暴力団員との売買契約を解除し、暴力団事務所に配送された商品を引取りに行ったことがありました。

今回は、皆様に、暴力団との契約を解除することの大変さ、また、解除するにあたっての注意点等を知ってもらうために、そのときの出来事について話をさせていただきます。

## 2 一連の経緯について

(1) ある暴力団員が素性を隠して依頼会社の店舗を訪問し、その上で、商品を購入して、暴力団事務所への配送を依頼してきたことが、事の発端です。当然、依頼会社は、その客が暴力団員ということも知らず、また、指定された配送先が暴力団事務所であるということも知らないまま、その商品を販売してしまいました。

商品を配達してはじめて配送先が暴力団事務所ということが判明し、慌てて、依頼会社から、私のもとに、商品を暴力団員に販売したことに問題がないか、また、その後の対応をどうすればいいか等の相談がありました。

(2) 大阪府暴力団排除条例では、第14条で暴力団員等に対する利益供与を禁止しています。ただ、今回の件では、依頼会社は、相手方が暴力団員ということを知らずに商品を販売しているので、当該条例に違反することはありません。念のため、警察にも相談しましたが、本件で、条例にも違反することはないとの回答でした。

とは言うものの、依頼会社としては、

- ・後で知ったとはいえ、売却した商品が暴力団事務所の活動に利用されることは避けたい
- ・依頼会社はホームページ等で暴力団との関係遮断を宣言している

・そのままにしておく、今回の件に味を占めて、再度、同じ暴力団の暴力団員が店舗を訪問して別の商品を購入することが予想される等の事情があったため、協議の結果、売買契約を解除しようということになりました。

(3) そこで、私から、商品を購入した暴力団員に対し、売買契約を解除し、配送された商品を引取りに行く旨の通知をしたところ、数日後、その暴力団員から私のもとに、解除に応じるとの電話がありました。

電話では特に揉める感じはありませんでしたが、相手方が暴力団員である以上、商品を取りに行く際に現場でトラブルになることも予測されました。そこで、警察と連携を取りながら引取日時を調整し、当日は暴力団対策の担当刑事に最寄りの交番（配送先の暴力団事務所から100m程度離れている）まで来ていただき、何かトラブルがあれば直ぐに交番に駆け込めるような体制を取りました。

(4) 当日、私と依頼会社の担当者数名が配送先の暴力団事務所を訪問し、売却した商品を玄関外まで持ってきてほしいと依頼したところ、返金する売買代金の確認や確認書（二度と依頼会社では商品を購入しない旨の確認書）への署名のために、一旦は、事務所内に入ってほしいとのことだったので、やむなく、私ともう1名が事務所内に入りました（他の担当者は異常があれば交番に駆け込めるように外で待機）。その際、事務所には、幹部を含めた暴力団員が3名いました。

返金や確認書の処理が終わったため、いざ棚の上に置いてあった商品を持ち出そうとしたところ、1人の暴力団員が私達の方へ近づき、「この棚は塗装したばかりだから、商品を持ち出す際に傷でもつけたら責任をとってもらおう。」などと難癖をつけてきました。私も、何かトラブルがあるかもとは予想していたので、「もともと商品を玄関外まで持ってきてほしいとお願いしていたところですし、そういう事情があるのであれば、お手数ですが、商品を棚から床下におろすところまでは、そちらで対応いただけないでしょうか。」と直ちに返答しました。その途端、その暴力団員が大声をあげ、脅すような口調で私達に詰め寄ってきました。ただ、私が弁護士であり、また、事務所の外には依頼会社の担当者が数名待機していることを把握していたためでしょう。私が幹部と思われる別の暴力団員へと視線を移すと、その暴力団員が詰め寄っていた暴力団員を制止してくれました。

最終的に、暴力団側は、商品を棚から床下におろして引き渡してくれ、私達も無事に暴力団事務所から出ることができました。

なお、その後は、依頼会社が営業妨害行為を受けたという事実はありませんし、また、確認書に違反して暴力団員が店舗を訪問したという事実もあり

ません。

### 3 今回の出来事を踏まえて

以上のように、暴力団員（暴力団）との契約を解除するにあたっては、暴力団側からの反発も予測して、警察等との関係機関と連携を取りながら、慎重に対応していく必要があります。

そのため、後から契約解除することの負担を考えると、可能であれば、契約を締結する前に相手方の属性をチェックして、暴力団員等の反社会的勢力である場合は、契約の申込みを拒否することが望ましいです。

ただ、今回のように、業種や取引の内容によっては、事前チェックを行うことが無理で、後になって、契約の相手方が暴力団員等であると判明する場合もあるでしょう。その場合であっても、再度、商品を購入されたり、契約締結を申し込まれること等のリスクを考えると、放置せずに、毅然と契約解除を検討すべきです。

いつ、どこで、暴力団員が素性を隠して、契約締結を申し込んでくるかは分かりません。万一、そのような事態に遭遇した場合は、今回ご紹介した事案を参考にしていだければと思います。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載